

山梨県公報

号外第一号

平成二十八年

一月十三日

水曜日

目次

- 選挙管理委員会
- 政治団体の名称等の届出……………一
 - 収支報告書の要旨の公表の一部訂正(二件)……………二
 - 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………三
 - 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項及び第七条の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十八年一月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
改革結集の会衆議院山梨県第1選挙区支部	小沢 鋭 仁	柴 田 寧	甲府市德行二一六―二八	平成二十七年十二月二十一日	平成二十七年十二月二十五日
改革結集の会山梨県総支部	小沢 鋭 仁	柴 田 寧	甲府市德行二一六―二八	平成二十七年十二月二十二日	平成二十七年十二月二十八日

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
税理士による長崎幸太郎後援会	村松 滝夫	高橋 範朗	甲府市中央二一―三三山梨県税理士会館内	平成二十七年十二月二十一日	平成二十七年十二月二十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名		主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	維新の党山梨県総支部		志村理部香		甲府市丸の内二二三一三タチバナビル三階	平成二十七年	平成二十七年
旧			志村晴夫			十二月一日	十二月二十四日
新	志村直毅後援会なつき会		志村晴夫		甲府市德行二一六六一八	平成二十七年	平成二十七年
旧						十二月二十三日	十二月二十五日
新	自由民主党山梨県電気通信支部	古屋隆夫			山梨市牧丘町倉科二九五一一	平成二十七年	平成二十七年
旧			若林道夫			十二月二十一日	十二月二十八日
新	政治結社聖道会				甲斐市大下条一一四七	平成二十七年	平成二十八年
旧						十二月二十八日	一月六日

山梨県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十六年十一月二十八日山梨県選挙管理委員会告示第三十三号）の一部を次のとおり訂正する。
平成二十八年一月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤 秀仁

自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部のうち「54,219,517円」を「52,607,755円」に、「670,483円」を「2,282,245円」に、「17,890,000円」を「9,320,000円」に、「15,040,000円」を「6,470,000円」に
「オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
(ア) 自由民主党本部
「オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収
(ア) 自由民主党本部
(イ) 自由民主党池田支部
(ウ) 自由民主党山梨県支部連合会

入 25,570,000円 「 自由民主党池田支部 70
17,000,000円 自由民主党山梨県支部連 8,500
70,000円 合会

主たる事務所の所在地
甲府市丸の内二二三一三タチバナビル三階 平成二十七年 平成二十七年
甲府市德行二一六六一八 十二月一日 十二月二十四日
山梨市牧丘町倉科二九五一一 平成二十七年 平成二十七年
中央市上三條三八一一 十二月二十一日 十二月二十八日
甲斐市大下条一一四七 平成二十七年 平成二十八年
南巨摩郡富士川町青柳町三四九二七七 十二月二十八日 一月六日

8,500,000円 宏池会 6,000
000円 甲府市
000円 甲府市 を「宏池政経研究会 6,000,000円
000円 東京都千代田区」
東京都千代田区」 「13,369,343円」を「12,462,906円」
に、「2,735,064円」を「2,506,103円」に、「4,022,899円」
を「3,345,423円」に、「40,850,174円」を「40,144,84
9円」に、「3,219,281円」を「2,542,831円」に、「69,008円」
を「40,658円」に、「384,240円」を「383,715円」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十七年十一月三十日山梨県選挙管理委員会告示第七十号）の一部を次のとおり訂正する。
平成二十八年一月十三日

山梨県選挙管理委員会
委員長 成澤 秀仁

自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部のや「16, 566, 483」を「18, 178, 245」ひ「670, 483」を「2, 282, 245」ひ「15, 358, 896」を「15, 000, 637」ひ「3, 896, 000」を「3, 000
 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 000」ひ「本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 12, 000, 000
 自由民主党本部 12, 000, 000」

本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 12, 896, 000
 自由民主党本部 12, 000, 000
 自由民主党山梨県支部連合会 896, 000
 722」を「11, 057, 508」ひ「2, 499, 620」を「2, 262, 702」ひ「3, 711, 174」を「3, 709, 878」ひ「4, 063, 174」を「3, 943, 129」ひ「1, 390, 591」を「1, 271, 791」ひ「2, 244, 510」を「2, 243, 265」ひ
 「宏池会
 自由民主党山梨県支部連合会 3, 000, 000
 東京都千代田区 甲府市
 「宏池政策研究会 3, 000, 000
 東京都千代田区」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成二十八年一月十三日

山梨県選挙管理委員会
 委員長 成 澤 秀 仁

名 称	所 在 地	指定選挙管理委員会
なるさわクリエイションパークフジエポックホール	山梨県南都留郡鳴沢村八千五百三十二―六十四番地	鳴沢村選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者森屋宏の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第九十二条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十五年九月十二日山梨県選挙管理委員会告示第五十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年一月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

候補者森屋宏一回分のうち「172, 150」を「40, 363」ひ「14, 184, 150」を「14, 052, 363」ひ「848, 617」を「716, 830」ひ「17, 063, 011」を「16, 931, 224」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番